**平成29年度　第11回江津市農業委員会総会**

**日時：平成30年1月22日(月)　午前9時30分～**

**場所：島根県石央地域地場産業振興センター　１階会議室**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | |  |
|  |  | |  |

* **出席農業委員（9名）**

**1番佐々木英夫　2番山田博　3番藤井孝子**

**5番二本木俊二　6番大村理之　7番山本秀彦**

**8番田代和秋　9番深野政勝　10番原田和徳**

○ **出席推進委員（10名）**

**佐々木康規、佐々木要、河村博幸、井上清澄、流理森、**

**湯淺憲昭、仲津和法、壱岐和功、階本誠一、野村耕平**

**○出席した事務局職員　事務局長笠井裕司　　次長西谷公巳夫**

**係長浜松宏之**

**○　午前9時30分　農業委員会総会　開議**

**局　長　　皆さん、おめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。それでは、ご案内の時間になりましたので、ただ今から平成29年度、第11回江津市農業委員会総会を開会いたします。会長に挨拶の後、議事進行をよろしくお願いいたします。**

**会　長　　改めまして、今年初めての総会でございます。おめでとうございます。今年も一年間よろしくお願いいたします。それではただ今より、平成29年度、第11回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は柳原委員、崎谷推進委員、和田委員から欠席の報告がありました。なお、出席委員は過半数以上でありますので、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には、挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。**

**会　長　　日程第１、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。**

〔　「異議なし」と呼ぶ者あり　〕

**会　長　　ご了解いただきましたので、5番　二本木 俊二 委員、6番 大村 理之 委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。**

　農地法第18条第6項

**会　長　　次に本日、追加議案でお配りしております、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。**

**事務局　　それでは、本日お配りしました追加議案をご覧頂きたいと思います。2ページになります。合意解約ということで、届出が出ております。農地の場所は、●●●●、いずれも田でございます。面積は合計で3,783㎡ございます。賃貸人は●●●●。賃借人は●●●●。届出は平成29年12月28日。解約成立日が平成30年1月10日、土地引渡時期が平成30年1月17日ということでございます。解約の理由としましては、合意解約に至ったということで報告がありました。以上でございます。**

**会　長　　ただ今、事務局より報告がありましたが、この件について何かご質問等はありませんか。**

〔　「なし」と呼ぶ者あり　〕

**会　長　　質問等が無いようでありますので、報告のとおりご了承をお願いいたします。**

　農地の地形変更

**会　長　　日程第3、承認第１号、「農地の地形変更届について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局、説明をお願いします。**

**事務局　　議案書の2ページをご覧下さい。場所は位置図の1ページをご覧頂きたいと思います。農地の地形変更届でございます。場所は●●●●現況ともに田となっております。面積は●●●●。所有者は●●●●。変更理由としましては、●●●●を作るために盛土をするということでございます。工事期間は平成29年12月18日から平成30年3月30日の間にされたいということでございます。周辺地域に被害が生じないよう注意し施工するということでございます。担当委員は佐々木英夫委員です。以上でございます。**

**会　長　　それでは、私から調査結果の報告をさせて頂きます。位置図ですが、1ページをご覧下さい。9号線が通っておりますが、信号機マークのある交差点がございます。そこから、線路を渡りまして畑山ふとん店がすぐありますが、その裏手になります。この事案につきましては、昨年の10月15日に●●●●に代わって、塩田にお住いの●●●●という方からご相談を頂きました。●●●●は大阪に在住ということで、●●●●に相談委託をされたということです。申請にするにあたって、●●●●のお宅に出向きお話を伺いまして、その段階では必要な書類等を全く揃えておりませんでしたので、事務局の方へ揃えて頂くよう指導をしたところです。そして事務局の方へ出向いたと聞いております。ここの場所ですが、畑山ふとん店の裏は赤線ということになっておりまして、ここの部分に盛土をして通れるようにしたいということです。●●●●ご自身の圃場でありまして、他の圃場も少しばかりですが野菜等を作っておられます。なお、周辺地域につきましては、被害や影響が出ることはありませんので、ご審議の程よろしくお願いいたします。**

**会　長　　ただ今、説明及び調査結果の報告をしましたが、この件について、何かご質問等はございませんか。**

**推進委員　こういうことですという、関係綴りが出ていると思います。それで、申請のだいたい何パーセントくらいを回収されているのですか。**

**事務局　　調査をしていないため、今は分かりません。**

**推進委員　実際に申請通りになったのか、なっていないのか。ただ、事務局に完了したと出ただけであって、各農業委員、推進委員に対して、こういう申請が出て、いつ完了届が出ましたというのが出ないと確認のしようがないです。例えば地形変更して、田を畑にする申請があったと、ただ実際に畑として耕作をしているのかどうか確認のしようがない。実際にそういう連絡がなければ、事務局が確認に行っているのですか。**

**事務局　　書面で完了報告は出してもらうよう話はしております。実際に完了報告が出た際に現場を見に行くことが一番良いのだと思いますが、出かけて確認までできていないのが現状です。ただ、完了報告を出して頂くときは、写真も一緒に出してもらうようにしていますので、写真での確認ということはしております。**

**会　長　　よろしいでしょうか。他に、ご質問等はありませんか。**

〔　「なし」と呼ぶ者あり　〕

**会　長　　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。**

〔　挙手全員　〕

**会　長　　挙手全員と認めます。よって、農地の地形変更届については、承認することと決しました。**

農地法　第３条

≪　桜江町谷住郷　≫

**会　長　　日程第4、議案第1号、「農地法第3条第１項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山本委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局、説明をお願いします。**

**事務局　　議案書は3ページ、場所の方は2ページをご覧頂きたいと思います。農地の場所でございますが、●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は416㎡で、権利の種別は3条の●●●●です。譲渡人は●●●●。譲受人は●●●●。譲渡人の事由としましては、譲渡人は遠隔地に住んでおり耕作していないので、譲受人に譲渡したいということです。譲受人は申請地の近くに住んでおり、申請地を取得して農業を拡大したいということでございます。受入世帯は6人中3人でございます。申請人は本藤行政書士さんで、対価は●●●●。担当委員は山本委員です。3条の規定、法律要件は満たしておりますので、特に問題はありませんでした。以上でございます。**

**会　長　　それでは、山本委員、調査結果の報告をお願いします。**

**7番委員　調査結果を報告いたします。位置図をご覧いただきますと、上方向に桜江大橋がございます。国道261号線を江津方面から来ますと、桜江大橋を通過しまして数百メートルのカーブあたりになります。それまでは、河川敷の法になっていまして竹藪です。そこから500ｍくらいすると、少し開けて畑になっておりまして、申請地は畑になっている所の真ん中あたりです。左側が江の川で、ここは堤防がありません。河川敷の畑になっていまして、畑を過ぎると護岸のブロックで江の川に落ち込む。申請地の下の方の土地は●●●●の土地でございまして、●●●●と●●●●は父と姪の関係になるそうです。そのようなことから、ずっとこの土地を管理登録されております。●●●●はこのあたりに土地を持っておりまして、この一帯の土地を土地持ちで管理されております。この際、ずっと置いていても管理出来ないので、売り渡そうという話になりまして、今回の申請が出てきたということでございます。●●●●は、息子さんが自営業で豆腐屋をされておりまして、息子さんも農業をしながらということで、今回の申請に至ったということでございます。以上です。**

**会　長　　ただ今、説明及び調査結果の報告をいたしましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。**

〔　「なし」と呼ぶ者あり　〕

**会　長　　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。**

〔　挙手全員　〕

**会　長　　挙手全員と認めます。よって、農地法第３条第１項の規定による許可申請の1については、可決されました。**

　農地法　第５条

≪　都野津町　≫

**会　長　　日程第5、議案第2号「農地法第5条第１項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。**

**事務局　　議案書は4ページ、番号1になります。位置図の方は.3ページになりますので、そちらをご覧下さい。農地の場所ですが、●●●●と●●●●、両方とも畑でございます。合計面積が662㎡です。権利は、所有権の移転ということでございます。譲渡人は●●●●。もう一人は●●●●。譲受人は●●●●。転用目的は、建売住宅をしたいということでございます。宅地を造成して建売住宅を建築、販売をするということです。申請人は三浦行政書士さんで、対価は●●●●。担当委員は深野委員で、工期は許可のあった日から、平成30年10月末日までに完了予定でございます。転用の許可基準、立地基準に照らし合わせてみましたが、特に問題はございませんでした。以上でございます。**

**会　長　　それでは、深野委員、調査結果の報告をお願いします。**

**9番委員　位置図は3ページです。右下あたりに都野津町西交差点がありまして、9号線が通っております。交差点を左に進みまして、山陰本線を通って突き当たりを右に曲がります。その少し先を曲がりますと、産業道路に出る道がありますが、曲がらずにそのまま真っ直ぐ進みますと申請地がございます。現地を見ましたら、畑ということですが、所有者は岡山と大阪におられるということで、全然手入れがされておりません。草刈りもしてなく荒れており、木も少し生えている状態でした。しかし、ここは都野津の土地区画整備事業が行われた土地でありますので、宅地整備されても別段問題はないかと思います。以上です。**

**会　長　　ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。**

〔　「なし」と呼ぶ者あり　〕

**会　長　　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。**

〔　挙手全員　〕

**会　長　　挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第１項の規定による許可申請の1については、可決されました。**

≪　二宮町神主　≫

**会　長　　議案第2号「農地法第5条第１項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。**

**事務局　　議案書は4ページ、番号2になります。位置図は4ページになりますので、そちらをご覧下さい。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は393㎡ございます。権利は使用貸借ということです。貸人は●●●●。譲受人は●●●●、●●●●。転用目的は個人住宅を建てるということでございます。理由としましては、申請地を借りて居宅を建築して利用するということでございます。申請人は本藤行政書士さんで、担当委員は深野委員です。工期は許可のあった日から平成30年9月末日までを予定されております。立地基準、一般許可基準に照らし合わせてみましたが、特に問題はございませんでした。以上でございます。**

**会　長　　それでは、深野委員、調査結果の報告をお願いします。**

**9番委員　位置図は4ページです。上中央から左斜めに9号線が走っております。信号機のマークがありますが、二宮と敬川の堺の交差点で、その交差点の道路を200ｍくらい南側に進みまして、左折した所に申請地がございます。●●●●は父親で、●●●●は三男になります。三男に土地を貸与するという形で家を建てるとのことです。周りは宅地化されておりますので、ここに家が建っても周りに影響はないかと思います。以上です。よろしくお願いします。**

**会　長　　ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。**

〔　「なし」と呼ぶ者あり　〕

**会　長　　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。**

〔　挙手全員　〕

**会　長　　挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第１項の規定による許可申請の2については、可決されました。**

≪　都野津町　≫

**会　長　　議案第2号「農地法第5条第１項の規定による許可申請の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。**

**事務局　　議案書は4ページ、番号3になります。位置図は5ページになりますので、そちらをご覧下さい。農地の場所は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は366㎡ございます。権利は賃貸借でございます。貸付人は●●●●。借受人は、居宅介護事業の方です。転用目的としましては、駐車場ということでございます。理由としましては、申請地を借りて隣接する高齢者専用住居提供事業の、職員用露店駐車場として利用したいということでございます。申請人は木原行政書士さんで、対価は2年分として賃借料●●●●となっています。担当委員は深野委員で、工期は許可のあった日から平成30年7月31日までということでございます。立地基準、許可基準に照らし合わせてみましたが、特に問題はありませんでした。以上でございます。**

**会　長　　それでは、深野委員、調査結果の報告をお願いします。**

**9番委員　位置図の5ページをご覧下さい。右上から左下にかけて大きな道路がありますが、これは9号線です。上の所に都野津西交差点がありまして、そこから200ｍくらい敬川の方へ進むと右側に申請地がございます。草は生えておりますが、綺麗に刈っていまして木が5、6本植えておりましたが、冬の時期なので葉が落ちておりました。申請地の左側に酒ゴリラがあり、その隣の空白部分には何も書いてありませんが、すでに高齢者専用住宅の事業所が建っております。それに隣接して今回、職員の駐車場にするということであります。特に問題はないかと思います。よろしくお願いいたします。**

**会　長　　ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。**

〔　「なし」と呼ぶ者あり　〕

**会　長　　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。**

〔　挙手全員　〕

**会　長　　挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第１項の規定による許可申請の3については、可決されました。**

　非農地証明願

≪　渡津町　≫

**会　長　　日程第6、議案第3号「非農地証明の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私と●●推進委員から調査結果の報告をいたします。事務局、説明をお願いします。**

**事務局　　議案書は5ページをご覧下さい。場所は、位置図の1ページをご覧頂きたいと思います。農地の場所は●●●●、登記簿は畑で現況は原野です。面積は433㎡ございます。非農地証明をしてほしいということでございます。所有者は●●●●。理由は、申請地は平成4年頃、すでに耕作が出来ない状況であり、名義人は相続したものの大阪に居住するようになったため、耕作しないまま今日に至っているということでございます。申請人は神移行政書士さんで、担当委員は農業委員の佐々木英夫委員、●●推進委員でございます。写真もありますので、そちらもご覧頂ければと思います。以上でございます。**

**会　長　　それでは、担当委員及び推進委員から調査結果の報告をいたします。先に私から報告いたします。**

**会　長　　位置図は1ページをご覧下さい。国道9号線が通っておりまして、左側が江津方面で、右側が浅利方面になります。信号機近くに叶という喫茶店がありますが、少し下ると市道と9号線の間に挟まった所に申請地があります。この件につきましては、昨年の12月15日に申請地について、ご相談を頂きました。地権者は大阪に在住ということから、●●●●に依頼をされておられたようです。そして、一緒に現地の確認をいたしました。また、先週の1月17日に野村推進委員と、午後2時に合わせて二人で現地確認をした所です。写真にありますように、道路の側でありますけれど、大木はありませんが木立が生い茂っております。倉庫らしき物がありますけれど、長年使われている形跡はない状況でした。また、神移行政書士さんに話を伺いましたら、現地は昭和30年代頃からすでに現在の状況であるということでした。この状況からして畑にすることは不可能と思いました。私の方からは以上です。**

**会　長　　それでは、●●推進委員よろしくお願いします。**

**推進委員　先週の1月17日に佐々木英夫農業委員と現地を確認いたしました。場所の方ですが、佐々木委員から説明がありましたように、バイパスの9号線江津トンネルから東へ約3キロ行きますと、9号線と山陰線が交差する所がございます。ちょうどその高架右下のあたりに申請地がありました。現地の状況は、倉庫がありまして、中を少し見てみましたが農業資材が散乱しておりまして、その横にビニールハウスがあったのだと思いますが、錆びた鉄くずが落ちていました。一面は背丈程の竹笹や雑木が生えておりまして、長い間、放置されていた状況だなと思いました。現状として農地の復元は困難だと思いますので、非農地が適切な判断かと思います。以上です。**

**会　長　　ただ今、説明及び調査結果の報告をいたしましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。**

〔　「なし」と呼ぶ者あり　〕

**会　長　　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。**

〔　挙手全員　〕

**会　長　　挙手全員と認めます。よって、非農地証明の1については、証明することに決しました。**

　農用地利用集積計画

**会　長　　日程第7、意見第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。**

**事務局　　それでは、意見第1号、農用地利用集積計画の承認についてご覧下さい。**

**1ページのところでございます。今回は全部、江津地区ばかりでございます。波積町本郷と後地町と二宮町神主となっております。5年間あるいは15年間ということで、新規が合計で13,292㎡ございます。再設定の方は8,616㎡です。次に2ページをご覧下さい。番号1です。農地の場所は、●●●●。合計4筆で、登記簿現況ともにすべて田です。合計面積は6,042㎡、いずれも農用地区域内でございます。新規になっております。利用権を設定する者が、●●●●。利用権の設定を受ける者が、●●●●。田で5年間の使用貸借ということでございます。次に番号2です。●●●●、登記簿現況ともに田で農用地区域内です。面積が1,360㎡で再設定でございます。利用権を設定する者が、●●●●。利用権の設定を受ける者が、●●●●。田で5年間の使用貸借ということでございます。次に3ページをご覧下さい。番号3、4、5はいずれも利用権の設定を受ける者が、●●●●で再設定ということになっております。では、番号3です。●●●●、農用地区域です。面積は1,457㎡。利用権を設定する者が、●●●●。次に番号4です。●●●●で農用地区域です。面積は1,375㎡。利用権を設定する者が、●●●●の方です。次に番号5です。●●●●で農用地区域です。面積は1,755㎡。利用権を設定する者が、●●●●。利用目的としましては、いずれも田で5年間、番号3と4は玄米30キロで、番号5は白米20キロ、賃貸借となっております。次に4ページをご覧下さい。番号6、7の利用権の設定を受ける者が●●●●。番号6です。農地の場所は●●●●で農用地区域です。面積は1,054㎡で新規です。利用権を設定する者が、●●●●。次に番号7、●●●●農用地区域です。面積は2,413㎡で新規です。利用権を設定する者が、●●●●。畑で15年間、13,000円の賃貸借です。次に番号8です。●●●●と●●●●、合計2筆で、すべて田です。合計面積は2,669㎡、いずれも農用地区域内で再設定となっております。利用権を設定する者が、●●●●。利用権の設定を受ける者が、●●●●。利用目的としましては、田で5年間の使用貸借ということでございます。次に5ページをご覧下さい。番号9です。●●●●、合計2筆で、すべて田。合計面積は3,783㎡、いずれも農用地区域内で新規となっております。利用権を設定する者が、●●●●。利用権の設定を受ける者が、●●●●。田で5年間の賃貸借で玄米30キロということでございます。以上の計画があがっております。**

**会　長　　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。**

〔　「なし」と呼ぶ者あり　〕

**会　長　　質問等が無いようでありますので、採決いたします。この件について、承認される方の挙手をお願いいたします。**

〔　挙手全員　〕

**会　長　　挙手全員と認めます。よって、意見第1号については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。**

**会　長　　その他については、総会終了後、行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上で日程のすべてを議了いたします。これをもちまして、第11回江津市農業委員会総会を閉会といたします。**

**〔　閉会　午前10時35分　〕**

**以上議事の顛末を記載し、これに間違いないことを認証するために署名する。**

**会　長**

**署名委員**

**署名委員**